

# 公 告

次のとおり、公告します。

令和7年12月17日

全国健康保険協会奈良支部

支部長 藤内 章良

## 1. 公告に付する事項

「被扶養者の特定健康診査」に係る契約機関の募集

## 2. 応募する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被捕佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。
- (2) 令和7年度生活習慣病予防健診実施機関であること。
- (3) 健診費用を協会の補助額以下で契約できる健診機関であること。
- (4) 協会独自の集団健診会場を設置し、多数の健診を実施することが見込める健診機関であること。
- (5) 経営の状況又は信頼度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) 官公庁から業務などに関し指名停止を受けている機関でないこと。
- (7) その他募集要項による。

## 3. 契約候補者の選定

「令和8年度 被扶養者の特定健康診査に係る上期集団健診実施業務委託仕様書（募集要項）」等に基づき提出された計画書等に基づき、契約者を選定する。

## 4. 募集要項等を交付する日時及び場所

- (1) 日 時 公告日から令和7年12月26日（金）まで
- (2) 場 所 〒630-8535 奈良市大宮町7-1-33 奈良センタービル4階  
全国健康保険協会奈良支部 保健グループ

## 5. 実施計画書等の提出期限

- (1) 提出期限 令和7年12月26日（金） 17時
- (2) 提出先 下記の「本件担当、連絡先」と同じ。
- (3) 提出方法 持参または郵送による提出とする。ただし、郵送の場合は、上記5（1）の期限までに必着とする。

## 6. 採否通知

採否通知は、当支部選定委員会終了後、全提出者に文書等により通知する。

## 7. 提出書類の無効

本公示に示した参加資格を満たさない者、その他の条件に違反した者の実施計画書等は、無効とする。

## 8. その他

詳細は、「令和8年度 被扶養者の特定健康診査に係る上期集団健診実施業務委託仕様書（募集要項）」による。

【本件担当、連絡先】

住所：奈良県奈良市大宮町7-1-33

担当：全国健康保険協会奈良支部

保健グループ

電話：0742-30-3700（音声案内「2」）を押す

【参考】

全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

(競争に参加させることができない者)

第30条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる者その他これに準ずる者として別に定める者

(競争に参加させないことができる者)

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
  - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
  - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
2. 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
  3. 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。